

ねん がつ にち
2010年11月13日

しょう しゃせい どかいかくすいしんかいぎ こうせいいん
障がい者制度改革推進会議 構成員のみなさまへ

げんざい しょうがいしゃけっかくじょうこう てっばい
現在ある障害者欠格条項を撤廃するとともに、

あら けっかくじょうこう う ほうりつ
新たな欠格条項を生まない法律を

しょうがいしゃけっかくじょうこう かい きょうどうだいひょう ふくしまさとし おおくま ゆ き こ
障害者欠格条項をなくす会（共同代表 福島智・大熊由紀子）

ぶ ー る きゃんぷじょう としょかん りよう ぎかい いいんかい ぼうちよう
プールやキャンプ場や図書館の利用、議会や委員会の傍聴、
こうえいじゅうたく にゆうきよ じどうしゃうんてんめんきよ やくざいし い し
公営住宅への入居、自動車運転免許、薬剤師や医師などのさま
ざまな仕事に必要な資格免許の交付・・・たとえば上記について、国
の法律、地方公共団体の条例が、障害を理由に「認めない」と
する絶対的欠格条項が、つい10年前、2001年まで数多くありま
した。現在も、この当時から欠格条項がある法律の大半に、「認め
ないことがある」などの表現で、相対的欠格条項として、多数が
残されています。

しょうがいしゃけっかくじょうこう みなお せいふ ねん ほんごし
障害者欠格条項の見直しは、政府としても1999年から本腰を
いれてきたわけですが、もともと「規制や制限の緩和」といった
はんちゆう かた くに ほうりつ しょうがい りゆう
範疇で片づくものではありません。国の法律が障害を理由に
ほうせいど しょうへき おお まい な す えいきょう こじん しゃかい
法制度の障壁をつくり、大きなマイナスの影響を個人と社会に
あた なが れきし ひろ もんだい
与えてきているという、長い歴史と広がりをもつ問題です。

はんせい りつきやく しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん
そのことへの反省に立脚しつつ、障害者権利条約の批准と
かんぜんりこう げんざいのこ けっかくじょうこう るいじ せいど
完全履行のためにも、現在残されている欠格条項や類似の制度は
てっばい じだい はい もんだい つよ にんしき
撤廃していく時代に入っている問題として、あらためて強く認識

される必要^{ひつよう}があります。しかし、「障害者^{しょうがいしゃ}制度改革^{せいどかいかく}の推進^{すいしん}のため
の基本的な^{きほんてき}方向^{ほうこう}（第一次^{だいいちじいけん}意見^{いけん}）」からはそのような認識^{にんしき}を^よ読み取る^と
ことができませんでした。

そこで、現在^{げんざい}、障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}について検討^{けんとう}が進められ、差別^{さべつ}禁止^{きんし}
部会^{ぶかい}の作業^{さぎょう}も開始^{かいし}されるタイミン^{たいみんぐ}グ^{むか}を迎えたことを機会^{きかい}に、
第二次^{だいにじいけん}意見^{いけん}や障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}の抜本的^{ばつぽんてき}改正^{かいせい}に次の^{つぎ}ことが盛り込ま^もれ
れるよう、三点^{さんてん}を提案^{ていあん}します。

ていあん 提案

1. 総則^{そうそく}の「4. 差別^{さべつ}の禁止^{きんし}」の、「障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}」を、
「障害^{しょうがい}を[直接^{ちよくせつ}・間接^{かんせつ}の]理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}」とする。

じょうぶん あん [条文^{じょうぶん}の案^{あん}]

さべつ きんし 4. 差別^{さべつ}の禁止^{きんし}

(1) 何人^{なんにん}も、障害^{しょうがい}を[直接^{ちよくせつ}・間接^{かんせつ}の]理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}（障害者^{しょうがいしゃ}が、
障害者^{しょうがいしゃ}でない者^{もの}と実質^{じっしつてき}的に平等^{びやうどう}に活動^{かつどう}することを可能^{かのう}とするため、
ここ^{ここ} ばあい^{ばあい} 必要^{ひつよう}となる合理的^{ごうりてき}な変更^{へんこう}又は調整^{ちようせい}が実施^{じっし}されないこと
を含む^{ふく}。以下^い同じ) 其他^{ほか}の権利^{けんり}利益^{りえき}を侵害^{しんがい}する行為^{こうい}をしてはならな
いこと。(現行法^{げんこうほう}第3条^{じょう}3項^{こう}関係^{けんけい})

ていあんりゆう けっかくじょうこう め み みと
[提案理由^{ていあんりゆう}] 欠格^{けっかく}条項^{じょうこう}には、「目^めが見^みえないもの^{もの}には〇〇^{みと}を認め
ないことがある」のように、障害^{しょうがい}が理由^{りゆう}であることがはっきりし
ているもののほかにも、「介助^{かいじょ}や援助^{えんじょ}を得^えられる人^{ひと}でなければなら
ない(公営^{こうえい}住宅^{じゅうたく}の単身^{たんしん}入居^{にゅうきよ})」のように、ある状態^{じょうたい}の障害者^{しょうがいしゃ}を
あらかじめ除外^{じょがい}するものがあるため。

2. 総則の「障害を理由とする差別に該当するおそれのある事例の収集・・・」は、「四つの障壁」の全面にわたるものとして、「法制度」などを明記し、防止策を含めた提供を行うものとする。

〔条文の案〕

(2) 国は、障害を理由とする差別の防止に関する普及啓発を図るため、〔法制度面、物理面、情報面、意識面(社会の態度)のあらゆる面で〕、障害を理由とする差別に該当するおそれのある事例の収集、整理、及びその防止策も含めた提供を行うものとする

〔提案理由〕 法制度・物理・情報・意識という「四つの障壁」は、1993年に障害者基本法、新長期計画のなかで、除去していくことが課題とされたが、現在も解決されずに続いている問題であり、今後にわたって問題がどこまで解決しているかの指標にもなるため、入れる必要がある。

「法制度」について例をみると、都道府県などの障害者職員採用試験の大半の受験資格にはいまだに「音声での面接試験に対応できる人、活字印刷文を読める人でなければならない／介助なしに通勤し職務を遂行できる人でなければならない」があり、聴覚言語障害者、視覚障害者、全身性障害者などは実際上排除されていて、各地で問題化してきた。このような排除につながる基準を設けず、そして、「その人が業務の本質的な部分を合理的配慮も得て遂行できるかどうか」を指標に、試験・採用の制度を転換することが求められている。

3. 総則の「7. 国及び地方公共団体の責務」に対応する細目の
条文を設けて、法制度上の差別に該当するおそれのある欠格条項
を拡大しないための措置をとることも、この責務のなかに含まれること
を明記する。(7. 国及び地方公共団体の責務 国及び地方
公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の
防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援する責務を有
すること。(現行法第4条))

【条文の案】

(7. の責務の細目として)法制度上の差別に該当するおそれのあるものを把握し、存続、拡大させないための措置をとること

【提案理由】地方条例や、地方公共団体の定める規定にも、さ
まざまな障害者欠格条項があった。たとえば公営住宅では、
「介護が必要な人は応募できない」としていたり、「介護なしに
日常生活ができることを明記し、介護が必要になったときには
退去するという文書を、提出しなければ、入居を認めない」な
ど、国の法律も上回る制限を設ける地方公共団体も各地に存在し
た。現在、国が最低限の指標や基準を取り払い、すべてを地方公共
団体に委任していく動きがあり、各地で再び除外規定が定められ
る懸念もある。そうした動向も視野にいて、細目で、国・地方
公共団体ともに欠格条項を存続させない根拠になる規定が必要
である。

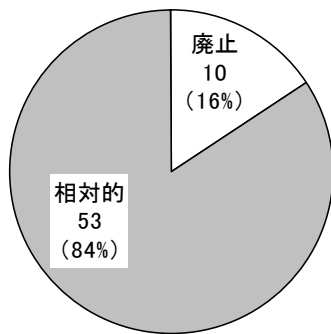
以上

ほそくしりょう
補足資料

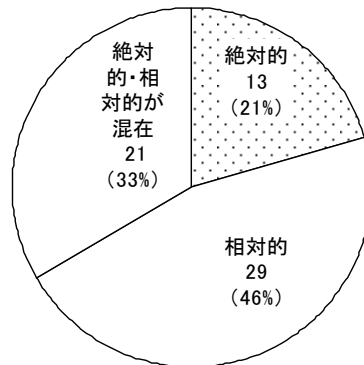
せいふ ねん みなお たいしょう せいど かぎ せいど
政府が1999年に見直し対象とした63制度に限っても、53制度が
そうたいてきけっかく のこ そうたいてきけっかく めんきよ あた
相対的欠格として残されています。相対的欠格とは、「免許を与え
ないことがある」等として、行為や仕事ができるかを障害との関係
しんさ
で審査するものです。

けっかくじょうこう のこ せいど
欠格条項が残る 53制度

ま まっ さー じしあつし しまた し いし いやくひんどう
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師、医師、医薬品等の
いっばんはんばいぎょうとう いやくひんどう せいぞうぎょうとう いっばんろうどうしゃ しゅうぎょう えいせい
一般販売業等、医薬品等の製造業等、一般労働者の就業、衛生
かんりしゃ さぎょうしゅにんしゃ くれーんとう うんてん かちくじんこうじゅせいし かやくたぐい
管理者・作業主任者・クレーン等の運転、家畜人工授精師、火薬類
とりあつか かいりょうじゅうたく たんしんにゆうきよ かいぎしけん じえいかん かいぎじゅうじしゃ
取扱い、改良住宅への単身入居、海技試験（自衛艦）、海技従事者
こっかしけん いっばんせん がいこくじん じょうりくせいげん ぎし そうぐし きゅうきゅうきゅうめいし
国家試験（一般船）、外国人の上陸制限、義肢装具士、救急救命士、
けいびいん せいげん けいびいんしどうきょういくせきにしや きかいけいびぎょうむかんりしゃ けいびいん
警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者、警備員
とう けいびぎょう さいばい けんせつきかいせこう げんごちょうかくし こうえいじゅうたく
等、警備業、けしの栽培、建設機械施工、言語聴覚士、公営住宅への
たんしんにゆうきよ こうくうきの くみ こっかこうむいん しゅうぎょう していしゃげきじょう せっちしゃ
単身入居、航空機乗り組、国家公務員の就業、指定射撃場の設置者
およ かんりしゃ しのうくんれんし しかいし しかえいせいし しかぎこうし じどうしゃとう
及び管理者、視能訓練士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、自動車等の
うんてん しゅりょう じゅうどうせいふくし じゅういし しんりょうほうしやせんぎし みずせんじん せんぱく
運転、狩猟、柔道整復師、獣医師、診療放射線技師、水先人、船舶
じょうむ しんたいけん さきじゅん つうやくあんないぎょう てっぽうまた とうけんるいしよじ
乗務のための身体検査基準、通訳案内業、鉄砲又は刀剣類所持、
どうりよくぐるまそうじゅうしゃうんてん とくていどくぶつけんきゅうしゃ どくぶつげきぶつとりあつかいせきにしや
動力車操縦者運転、特定毒物研究者、毒物劇物取扱責任者、
びようし ほけんし じょさんし かんごしまた じゅんかんごし ほうしやせいどういげんそとう
美容師、保健師、助産師、看護師又は准看護師、放射性同位元素等の
しよう はんばいとう ほうしやせいどういげんそまた おせん もの とりあつか なら
使用、販売等、放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並
ほうしやせんはっせいそうち しよう まやく ゆにゅうとう むせんじゅうじしゃ やつきよくかいせつ
びに放射線発生装置の使用、麻薬の輸入等、無線従事者、薬局開設
きよか やくざいし りがくりょうほうし さぎょうりょうほうし りょうし りんしょうけんさぎし えいせい
許可、薬剤師、理学療法士・作業療法士、理容師、臨床検査技師・衛生
けんさぎし りんしょうこうがくぎし
検査技師、臨床工学技士



みなお いご ねん
見直し以後(2009年)



みなお いぜん ねん
見直し以前(2000年)

けっかくじょうこう はいし せいど 欠格条項を廃止した制度は？

うえ ぐらふ せいど なか せいど
上のグラフのとおり、「63制度」の中では 10制度については
はいし ほうりつめい えいようしほう せいかにせいしほう
廃止となりました。法律名でいうと、「栄養士法」「製菓衛生師法」
ちょうりしほう けんさつしんさかいほう しょうがいしゃ けっかく
「調理師法」「検察審査会法」などは障害者にかかわる欠格
じょうこう ぜんぱい うえ かこ せいど そうたいてき
条項を全廃しました。しかし上の囲みにもある 53制度が相対的
けっかくじょうこう のこ
欠格条項として残されています。

たすうのこ そうたいてきけっかく 多数残されている相対的欠格とは？

みなお けっか ぜったいてきけっかくじょうこう たいはん てっばい
見直しの結果、それまでの絶対的欠格条項の大半が、撤廃は
されず「めんきょ あた そうたいてきけっかくじょうこう
として残されました。見直しを経ての変化は、ある行為や仕事の
ほんしつてきぶぶん ひつよう じゅりょう ほじょしや ほじょしゆだん え
本質的部分を、必要な受療や補助者や補助手段なども得てその
ひと すいこう しんさ てん
人が遂行できるかどうかを審査するようになった点です。
ぜったいてきけっかくじょうこう かのうせい と いるょう
絶対的欠格条項のために可能性がほぼ閉ざされていた医療な

どの分野で、障害のある人が学ぶことが増えてきました。現在は全盲の医師もいます。

しかし、「障害」と関連づけた相対的欠格条項を継続していること、そして、その下で欠格条項に該当するとみなした人を審査対象にすることは、大きな問題を含んでいます。

「障害者欠格条項をなくす会」には、取得したい資格や免許を規定する法律に障害を理由とする欠格条項があるかどうか。そして、欠格条項の有無にかかわらず各種の試験について、個人から質問が多数寄せられています。

ほかの国と比べると？

たとえば自動車の運転は、多くの国で、病状が重くて運転できない状態の人の運転行為は禁じています。ただし、「その人がどんな環境条件下でどんな車でどうしたら安全に運転できそうか」個人の可能性を重視し、障害者について平等と差別禁止を明確にした法制度をもっています。普通免許は、スウェーデン、アメリカ、イギリス、韓国など多数の国が聴力不問で、視力についても0.5が目安の国がほとんどです(日本は0.7が絶対基準)。イギリスは、ナンバープレート読み取りテストなどの工夫をしていて、カナダは過去の裁判をもとに、視力基準を満たさない場合もどのようにして適切に運転できるかを評価しています。対照的に、日本にはまだ差別禁止法もなく、障害がある人は危険の恐れがあるという見方から免許の交付更新が制限されて

きています。

今後にむけては、障害を理由とした直接・間接の制限をなくすと同時に、制限や排除をせずに支援を積極的に進める方向性が必要です。合理的配慮が、誰でもいつでも全国のどの地域でも、本人のニーズをベースとした検討をもとに提供されるような仕組みをつくることが求められています。それは欠格条項への取り組みからも課題になってきたことであり、現在検討が進められている新障害者基本法、差別禁止法、総合福祉法においても非常に重要な課題といえるでしょう。

リやくねんびょう 略年表

1993年 障害者基本法制定、「障害者対策に関する新長期計画」スタート。四つの障壁の除去を掲げたが、法制度の障壁除去は遅れていた。

1998年 耳が聞こえない女性が薬剤師試験に合格し、欠格条項のために免許交付されず。聴覚障害者団体が差別法撤廃署名をよびかけ、地方議会請願採択などが進む。

1999年 「障害者欠格条項をなくす会」発足。初の政府方針「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を障害者施策推進本部(当時)が決定。このもつで63制度を見直し対象に選定し、2002年度末を目標に各省庁で見直しが始まる。

2001年 27法律を一括して改正施行する「障害者等に係る
欠格事由の適正化を図るための医師法等の一部を改正する
法律案」が成立。

医師法など、絶対的欠格条項だったものが相対的欠格条項と
なる。教育・就業環境の整備も課題化される。

2005年 受験時に実際に必要な配慮が得られない状況が
問題になったことを受けて、障害者施策推進課長会議が「資格
取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮につい
て」を決定。同年、公営住宅は、知的・精神障害者も単身入居
が可能な制度になった。

2008年 運転免許試験に合格して聴力適性検査基準に達し
ない人には、マークとミラーの義務と車種制限つきで免許交付
する法令に変更。

(参考)「障害者欠格条項撤廃の課題と各種試験のありかた等
に関する意見書」2010年2月

<http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/katsudo/katsudo2010/ikensyo100224.html>